

安倍さんがわかりやすくお答えします！平和安全法制のなぜ？なに？ドウシテ？

## 第五回 「やっぱり心配。徴兵制。」

27年7月13日（月）21時～

（丸川珠代参議院議員）：こんばんは。参議院議員の丸川珠代です。総理と対談して平和安全法制を考えるこのシリーズも、いよいよ最終回になりました。

今日のテーマは「やっぱり心配。徴兵制。」です。私の子供が3歳になりまして、子育てしているお母さん方とこの平和安全法制の話をする、必ず「でも徴兵制が・・・」って出てくるんです。根拠があるわけではないんですけども、何となくこの話を進めると徴兵制があるんじゃないかを感じるお母さんが多いみたいです。

特に今、憲法の解釈を現在進行形で我々が変えている中で、じゃあ徴兵制も憲法改正をしたら出来るんじゃないの？そんな漠然とした不安があるようなんです。徴兵制は憲法違反だと、まずはっきり言っていただけますか。

（安倍晋三総裁）：いつかは徴兵制になるんじゃないか、野党はこういうキャンペーンをずっと張っているんですね。でも、意外とそうかもしれないと不安を持って受け止めておられる方々がたくさんいらっしゃるんです。ですから、これははっきりと申し上げておかなければならないと思うんですが、典型的な無責任なレッテル貼りだと思います。

憲法18条には意に反する苦役、これはダメですよということが書いてあります。そして徴兵制度の本質は、意思に反して強制的に兵士の義務を負うことです。ですから、徴兵制は明確に憲法違反なんです。これは憲法解釈で変える余地は全くありません。これははっきりと申し上げておきたいと思います。

（丸川）：そうすると、政権が変わったからとか、政治家が変わったから変わるものではないということですね。

（安倍総裁）：「安倍さんが代わったら分からないでしょ？」という人がいるんですが、これは私が言っているだけではなくて、明文に反していますから、憲法にはっきりと意に反する苦役はダメと書いてありますから、これは政権が変わろうとも変わることはありません。

（丸川）：少なくとも解釈の範囲では絶対はないということですね。でも自民党は憲法を改正しようとしているよね、そこも変えちゃうんじゃないの？という意見もあります。

(安倍総裁)：谷垣総裁時代に、私たちは憲法改正草案を出しました。この自民党の憲法改正草案の中にも現在の18条、つまり意に反する苦役はダメですよ、ということが書いてあります。自民党の憲法改正草案が実現したとしても、全く変わらないということは申し上げておきたいと思います。また、防衛政策上、徴兵制を導入する合理的な理由がないんですね。

(丸川)：合理的な理由がない？それはどういうことですか？

(安倍総裁)：現代の防衛装備というのは大変ハイテク化されているんです。兵士として十分役に立つためには、そうしたハイテク技術を使いこなせるようになる必要があります。そうなるためには相当時間がかかるんです。徴兵制のように、短期間でぐるぐる回っていくという仕組みでは、使いこなす前に辞めてしまう。やっとな教育が終わったら辞めてしまう。つまり徴兵制度をやれば、かえって自衛隊にとっては負担になる。これは世界中そうなんです。

(丸川)：他の国でも徴兵制をとっているところとしては、例えばお隣の韓国ですよ。他の国ではどうなんですか？

(安倍総裁)：世界各国でも減少傾向にあります。長い間徴兵制度を採用してきたドイツやフランスにおいても21世紀に入ってからもう止めました。また、G7の国々で徴兵制度をとっている国は一つもないんですね。

(丸川)：徴兵制と集団的自衛権が、さも関係があるような話になっている気がするんですが、関係があるんですか？

(安倍総裁)：これはないですね。永世中立国のスイスは、世界でも数少ない集団的自衛権を行使しない国ですが、徴兵制度なんです。一方、集団的自衛権をかつてアフガン戦争で行使したことがあるアメリカやイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、こういう国々は徴兵制度ではなく志願制度です。ですから、徴兵制度と集団的自衛権は全く関係がないんです。

(丸川)：やっぱりそうなんですね。ただ、徴兵制を全く関係ないものと考えても、将来自衛隊の活躍の場が広がることをいろんな意味で捉えて、志願する人が減ってきたら結局徴兵制にしないと持たなくなるんじゃないのかとおっしゃる方も中にはいらっしゃるんですよ。

(安倍総裁)：そうですね。我々が今申し上げたようなことを言って反論すると、丸川さんが言ったようなことを言われるんです。しかし、現実はどうかという、今自衛隊に応募する方は多く、競争率は7倍なんです。

(丸川)：7倍！？

(安倍総裁)：7倍なんです。閣議決定をした昨年以降でも7倍です。昨年集团的自衛権を一部容認する閣議決定を行いましたね。それによって応募する人は減るはずだと言って今丸川さんが言ったような批判をされているんですが、実は7倍のままなんです。これはやはり東日本大震災の時もそうだったんですが、自衛隊のみなさんは本当に困難な仕事をしてくれています。ああいう状況の中で、身に危険があっても、そうなんです。御嶽山の時も救助に向かいました。また噴火すれば身に危険が迫るかもしれない。しかし、自分たちこそ日本人の命を守るんだと。ああいう姿を見て、自分もこういう意義のある仕事をしたい、やりがいのある仕事をしたい、と思う人たちがたくさん日本人の中にはいる。若いみなさんの中にそう考えている人たちがたくさんいるんだということを思うと、私は大変誇りに思いますね。

(丸川)：そうですね、そうやって自ら志してくださる方がいるということのありがたさを、しみじみ感じます。

(安倍総裁)：そういう若者がいなくなったら、その段階で国というのは滅亡していくのではないのかなと思います。

(丸川)：少子高齢化とも関係ないんですよ。

(安倍総裁)：関わりがない話だと思います。

(丸川)：今まで伺ってきて、やっぱり徴兵制はないと考えていいんですね。

(安倍総裁)：これはもうはっきりと、繰り返しておきたいのですが、徴兵制度というものは憲法で禁止されていますし、自民党の憲法草案でも禁止されています。政権が代わっても現在の憲法の解釈変更の余地は全くありません。

(丸川)：徴兵制はない。集团的自衛権とも関係ない話だということです。今までずっと平和安全法制の議論を進めてきて、いろんな議論が出てきましたけれども、ついに先週、維新の党が対案を出しました。これに対して与党を経験した民主党にはどう

いう考えがあるのかというと、政府の案には批判をしますけれども、自分たちの対案という話は出てきていないですね。

(安倍総裁)：残念ながら集団的自衛権に関わる対案は出していないんですね。岡田代表自身は安倍政権が進めている集団的自衛権には反対しているけれども、しかし、今の憲法でも認められている集団的自衛権というものはあるという、そういう発言も実はしているんですね。

(丸川)：去年の雑誌のインタビューだったと思うんですけども、岡田さんが「集団的自衛権を全く認めないのかといえば、本当に必要性があって非常に限定されたケースにおいては、それはあり得ると考えています」と言っていますが、ほとんど同じではないかと思うんですが。

(安倍総裁)：私もほとんど同じだと思うんですが、しかし、実際党として、憲法に違反しているのか違反していないのかということは何回も問いかけているんですけども、未だに答えがないんです。

(丸川)：ないですね。岡田さんがおっしゃることの一つに、邦人を乗せた船などは海上警備行動で守るという話があるんですけども、これは現実性があるんでしょうか。

(安倍総裁)：海上警備行動についてですが、自衛艦が警備行動をするから、いかにも軍事的な行動のように思われるんですが、これはいわば警察活動なんです。権限は警察官と同じなんです。ですから、相手が犯罪者のようなグループであればそれは有効かもしれませんが、相手が国で武力行使をしているという状況に対して、まさに警察官と同じ権限で立ち向かうというのは、まるでミサイルに対してピストルで立ち向かえと言っているのと同じであって、極めて非現実的だと言わざるを得ないと思いますね。

(丸川)：具体的に実際の場面を考えると絶対にもたないですね。

(安倍総裁)：むしろ警察官に本当に限られた権限しか与えずに、武器の使用についても限られた権限しか与えずに、武力行使をしている軍隊に立ち向かえというのは、自衛隊のことや自衛隊員の命も勿論ですが、国を守るという観点からも全く間違っている。これはやはり民主党が、あるいはまた岡田さんが、「日本を守るため警戒にあたっている米国の艦船が攻撃された時に守れなくていいんですか」、という私の問いかけに答えなければいけないという追いつめられた状況で、「警察官の権限しかない海警行動でやりますよ」と苦し紛れに答えたとしか私には思えないです。

(丸川)：現実問題として、きちんと自分たちの身を守れるような状況ではない時に、自衛隊を出すことの方が、むしろ無責任なような気がしてならないのですが。

(安倍総裁)：全くその通りですね。

(丸川)：過去を見ると、民主党自身が憲法解釈を変えてきていますよね。例えば、かつて野党時代は当時の菅代表が衆議院の本会議で、自衛隊のイラク派遣について憲法に明らかに違反した活動だと述べました。そして、その時はたしか派遣を命令した小泉総理に辞任を要求したんですよね。でも、民主党がいざ政権をとったら何の説明もなく、合憲ですと説明しているんです。

(安倍総裁)：つまり、イラクに派遣をした当時は、憲法違反だと言って強く非難をしておられました。しかし、今どう考えているのかということについては何の説明もないということだと思います。また、あの時も非戦闘地域ということが問題になったんですが、あの時はそれも含めて憲法違反だと言っていたにも関わらず、今の議論では戦闘「現場」ではなくて、戦闘地域は事実上容認しているような発言です。つまり、それも含めて憲法違反だと言っていたあの主張はどこにいったんですか、という気がいたしますね。

(丸川)：なんかこうズルズルっと気が付いたら変わっているという感じにしか思えないんですが。大変無責任な印象を受けるわけですけども、私たちは一生懸命、民主党の反対の中、法案を作ったのに、いざ政権を取ったらなんの説明もなく使うということをしているわけですね。これは絶対みなさんにぜひ忘れて欲しくないことだと私は思っています。忘れてならないと言えば、世界一周旅行のピースボートです。ピースボートを創設したのは、民主党の辻元清美議員ですが、あのピースボートは海賊が出る海域を通る時に、確か自衛隊に護衛してくれって頼んで、自衛隊に守ってもらったんですよね。

(安倍総裁)：海賊対処のための法案を出した時も、民主党は反対でした。しかし、実際にいざ危なくなると、今度は助けてくれと、こういうことなんだろうと思います。また、例えば弾道ミサイル防衛のための法改正にも反対されました。しかし、民主党政権時代には彼らが反対した法律を使って命令して、自衛隊を出動させたということなんです。ですから、とにかく反対しますが、政権に就くと、説明もせずに自分たちが反対した法律を使うということなのかなと思います。

(丸川)：与党を経験した党だからこそ、我々はぜひ責任を持った議論をお互いしたいという気持ちを持っているんですけども、あの時はなんだったんだということが続いている

すよね。

(安倍総裁)：やっぱりちゃんと対案を出していただければと思います。維新の党は対案が出ました。そうなりますと、国民の皆様の前で、どちらの案が良いのかということで議論も噛み合ったのではないのかなと思いますね。

(丸川)：やっぱり与党を経験したからこそ、責任を持った議論をさせてもらいたいと思います。

今度は憲法学者の先生方の話に移るんですけども、昨日の NHK の日曜討論に出ていた憲法学者の先生が、「平和安全法制は徹頭徹尾反対だ、違憲だ」とおっしゃったんですね。違憲だとおっしゃったこの先生ですが、調べたら自衛隊も違憲だとおっしゃっている。個別的自衛権の行使もいけない、個別的自衛権ですよ。個別的自衛権の行使も違憲だとおっしゃっている。この先生が徹頭徹尾違憲だというのはよく分かるんですけども、そういう根本から考えが違う方に、集団的自衛権だけ取り出して聞いてもあまり噛み合わない気がするんですけども。

(安倍総裁)：そうなんです。もちろん憲法学者の方々のご意見というのは専門家のご意見として私も耳を傾けなければならないと思います。しかし、憲法学者の主流の方々も集団的自衛権の反対というよりも、自衛権そのものに反対の方々、いわば自衛隊も違憲だという方が多いんです。PKO 法を改正した時も、あの時も今回と同じように朝日新聞がアンケートを取ったんです。自衛隊を PKO で海外に派遣することは憲法に反しますか？と。約 7 割の方々には憲法違反だと当時も答えたんです。ですから、その方々に沿って物事を決めるのであれば、PKO も出来ませんでしたし、それどころか、自衛隊だって創設することが出来なかったんですね。

ですから、私たち政治家が国民の命や領土・領海をしっかりと守っていくために必要な自衛の措置は何かということをお考え抜いて、国民から選挙によって選ばれた私たちが自分たちの責任をもって判断をしなければならないと思います。もちろん憲法において合憲か憲法違反か最終的な判断をするのは最高裁です。最高裁において昭和 34 年の砂川判決で必要な自衛の措置をとれるということを明確に判決で出しています。ですから必要な自衛の措置を私たちは考えていかなければいけないと思います。

今日もいろんなご意見をいただいています。これからもこうした機会を通じて、国民の皆様にもわかりやすく説明をしていきたいと思っています。なかなかこの問題は分かりにくいという声が強いですけれども、今日で 5 日目になりまして、連続で見て頂いた人は少しご理解が進んだのではないのかなと思います。

(丸川)：総理にいろんなコメントをいただいておりますけれども、分かりやすい番組でし

たというコメントが来ています。ありがとうございます。改めて国民のみなさまにメッセージをお願いします。

(安倍総裁)：今回の法制は決して戦争をするための法律ではなくて、全く逆なんです。もし外国から攻められた時、その時にしっかりと国民の命を守るための備えをしている。この備えをしていることによって、ちゃんと戸締りをしている家には泥棒が入らないのと同じ様に、備えをしていることによって事前に戦争を防ぐことが出来る。それが抑止力なんです。つまり、戦争に日本が巻き込まれたり、侵略されたり、国民の命が危うくなったり、そうさせないために事前にそれを防ぐ。そのための切れ目のない対応を可能にする法律なんです。

(丸川)：持つことによって国が守られるんですね。

(安倍総裁)：そうです。そのことによって守られるし、戦争をしようと思っている人たちがそれを思い留まる。そのための法律だということなんです。これからもしっかりと説明していきたいと思います。

(丸川)：総裁、ぜひまたカフェスタに出て頂けますか。

(安倍総裁)：はい。

(丸川)：宜しくお願いします。またカフェスタを通じて総裁のお言葉を伺いたいと思います。

(安倍総裁)：宜しくお願いします。

(丸川)：どうもありがとうございました。

了